

岬町告示第47-2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の28の指定障害児相談支援事業者として、指定した者は次のとおりである。

令和8年6月1日

岬町長 田代 堯

記

届出者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	事業所番号	指定年月日
社会福祉法人 岬町社会福祉協議会  泉南郡岬町 3238番地の24	岬町社協相談支援 事業所  泉南郡岬町深日 3238番地の24	特定相談支援	2731200255	令和8年6月1日
社会福祉法人 岬町社会福祉協議会  泉南郡岬町 3238番地の24	岬町社協相談支援 事業所  泉南郡岬町深日 3238番地の24	障害児相談支援	2771200256	令和8年6月1日